

指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地

# 田代岳候補地は除外されるべき地域 詳細調査の受け入れを断固拒否



井上環境副大臣に受け入れ拒否を伝える猪股町長（8月20日 加美町役場）

8月4日、仙台市で指定廃棄物最終処分場に係る市町村長会議が開かれました。詳細調査受け入れについて、推進する意見を述べた首長が全体の3割に過ぎなかったにもかかわらず、村井知事は「市町村長の総意」として、環境省が実施する最終処分場詳細調査の県内受け入れを表明しました。

8月20日、井上環境副大臣と村井知事が、最終処分場詳細調査の実施受け入れ要請のため、加美町役場を訪れました。猪股町長は「詳細調査を受け入れることはできない」と、改めて拒否することを伝えました。

今号では、加美町の主張をQ&A(質問と回答)形式でお知らせします。

## Q1:なぜ、加美町は詳細調査受け入れを拒否しているのですか？

### A-1:まず、候補地の田代岳がどのような場所なのかご説明します。

■標高は約600m、かつて農林水産省が二ツ石ダムを建設したときの採石場の跡地で、すり鉢状の形をしています。実際には岩質がもろかったため、ダム堤体の一部にしか使うことができなかったようです。

■山形県境まで約2kmで、強風が吹く場所です。この場所に焼却炉を建設するのは大変危険です。

事実、福島県鮫川村にある環境省の実証実験施設(焼却炉)で昨年8月に爆発事故を起こし、放射性セシウムの放出が懸念されました。

■地すべり地帯に囲まれています。既に、田代岳の法面と東側斜面では崩落も起きています。この一帯は、昔から「山が動いている」と、地元で言われています。

■近くには農業用ダムの二ツ石ダムと岩堂沢ダムがあり、約2万haの農地を潤しています。この場所に最終処分場が建設され、事故が起これば、下流域の大崎市、色麻町、美里町、涌谷町、松島町、

東松島市まで甚大な影響が及ぶのは必至です。

加美町のことだけを考えて反対しているわけではありません。

### A-2：田代岳は、環境省が市町村長会議に提示した候補地選定の条件を満たしていません。しかも、以下のことについて、環境省から誠意ある回答はありません。

■田代岳の平坦部は約2haであり、必要面積2.5haが確保できません。しかも、環境省で示した防災調整池の面積について町で検証した結果、さらに0.3ha必要であることが判明しました。合計で2.8haなければ建設できません。

■宮城県が平成22年3月、「水道水源特定保全地域」第1号として指定した水源（最も上流域）です。

■例年、11月から5月までの半年間は雪に覆われる豪雪地帯で、かつ雪崩等が危惧される危険な場所です。

◆環境省が行う詳細調査内容◆

- ①地質・地盤調査  
候補地の地質、地盤性状、地下水性状等を把握するため、文献調査、地表地質調査、ボーリング調査、弾性波探査、標準貫入試験、透水試験等を実施
- ②アクセス性調査  
運搬車両のアクセス性を確認するため、既存道路状況等を調査
- ③土地の権利関係調査  
候補地周辺も含め土地所有者・使用者の確認、各種法令の手続きを確認

## Q2：調査を受け入れた上で反対してはどうですか？

### A：田代岳は、市町村長会議で承認した候補地選定条件を満たしていません。本来、候補地になるはずのない場所です。したがって、詳細調査を受け入れる必要はないと考えています。

■地質学の大学教授によると、「この調査は安全性を確認するというよりも、施設を建設するための設計調査」とのことでした。詳細調査を実施すれば、必ず1箇所には絞られ、最終処分場建設に至ります。

■環境省は、積雪調査や雪崩調査もせず、風況調査は1週間程度しか実施しないと述べています。このことから分かるように、この詳細調査は「安全性を確認する調査」とは決して言えるものではありません。

## Q3：指定廃棄物の保管がひっ迫しており、早く処分場を造る必要があるのではありませんか？

### A-1：確かに、指定廃棄物を大量に保管している自治体は大変お困りでしょう。しかし、実際には、ほとんどの自治体が、8,000ベクレル以下の廃棄物の処分ですべて困っているのです。

■国で処分する8,000ベクレル以上の指定廃棄物は、県内に約3,200トンあります。これらの多くは、国（県）が建屋を建て、安全に保管しています。しかし、8,000ベクレル以下の汚染牧草等は、県内に約61,000トンあり、未だにその大半が各農家の敷地や農地に野積みになっています。本当に保管がひっ迫しているのは、各市町村での処分とされている8,000ベクレル以下の汚染牧草等です。加美町だけで、約5,900トンの汚染された牧草が保管されています。

■新聞報道にあった「牧草の指定廃棄物が道路の沿線に毎年積み重なり、観光客から何だろうと思われる。農家、酪農家は大変な状況」との記事は事実と一部異なります。道路沿線にある



田代岳の法面崩壊箇所を指しながら不適地であることを説明する猪股町長 (6月16日 現地視察)

のは、指定廃棄物ではなく、8,000ベクレル以下のものです。仮に最終処分場が完成しても、8,000ベクレル以下は処分できません。そのためには法律（放射性物質汚染対処特措法）の改正が必要になります。

■この問題は、原発事故後に制定された特措法により、「8,000ベクレル以下は市町村で処分する」と定められていることが原因です。ですから、「① 本法施行から3年後、施行状況を検討して、所要の措置を講ずる ② 放射性物質に関する法制度を抜本的に見直す」という条項に基づき、特措

法を改正し、8,000ベクレル以下も含めて、国と東京電力の責任で処分してもらわないと、本当の解決にはならないと、加美町は訴えています。

### A-2：最終処分場を造ることにより、この問題が解決されるどころか、風評被害という、制御できない大変な問題を引き起こすこととなります。

■実際、JA加美よつばには、関東・関西の5業者から、加美町田代岳に最終処分場ができれば米の取引ができなくなるとの話が来ています。

■町内で100年続く菓子だね屋さんにも、取引ができなくなる旨の連絡がありました。

■東京の息子さんから、実家（加美町）の米を送ってこないようにと電話がありました。

■東京の娘さんから、子どもを連れて実家（加美町）に帰れないとの電話もありました。

■地域の疲弊、<sup>ひへい</sup>衰退が進展する恐れがあります。まさに、町の存亡に関わる死活問題です。

## Q4:国が安全と言っているのだから、安全な施設なのではありませんか？

■前記したように、昨年8月に福島県鮫川村にある環境省の焼却炉で、人為的ミスにより爆発事故が起きました。このことから、強風の吹く標高600mの田代岳で放射性指定廃棄物を焼却することは、放射性物質の拡散など危険が伴います。人為的ミスは避けようがありません。

■汚染稲わら等を焼却して埋め立てることにより、放射性物質（セシウム）は約30倍に濃縮されます。仮に、県北地方で保管している1万ベクレルの稲わらを焼却すれば30万ベクレルになります。100年経っても2万ベクレルの高濃度のままです。しかも、コンクリートの埋立施設が100年、200年と経過したとき、耐久性の面で安全と言えるのでしょうか。

## Q5:どうすればいいと考えているのですか？

A：放射性指定廃棄物は、排出者である東京電力に引き取ってもらうしかないと考えています。被害者である私たちに責任を押し付けるべきではないと思います。

■放射性廃棄物の処分の原則は、「①排出者の責任で処分する ②廃棄物は拡散せず、集約し、厳密に保管する ③風評被害を拡散しない」ことです。原則に則り処分することが基本と考えます。

■指定廃棄物の総量は、5県（栃木県、千葉県、茨城県、宮城県、群馬県）分を合わせても22,151トン、全体の15.5%に過ぎません。約100haの未利用地を有する東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に集約することが可能です。

■一方、5県にそれぞれ最終処分場を造ることは、住民理解の観点から事実上困難と思われます。その分、1箇所に集約すれば、5箇所の調整に係る時間と費用が削減でき、最終処分の完了時期を早めることにつながると考えます。

#### ◆放射性指定廃棄物総量◆

福島県	119,052トン (82.9%)
栃木県	10,499トン (7.3%)
千葉県	3,663トン (2.6%)
茨城県	3,532トン (2.5%)
宮城県	3,271トン (2.3%)
群馬県	1,186トン (0.8%)

## Q6: それでは、いやなものを福島の方に押し付けるのですか？

■いいえ、そうではありません。排出者である東京電力に引き取ってもらうということです。東京電力所有の約100haの未利用地に保管するしかありません。放射性廃棄物は、排出者責任で、集中保管・一元管理が原則です。

■中間貯蔵施設の建設が予定されている双葉町や大熊町の両町では、帰還を希望する方が減少しています（大熊町：8.6%、双葉町10.3%）。国等が被災者の生活再建に必要な補償を十分に行い、住民の方にご理解いただくことが大切です。両町民のためにも、放射線量の高い町に帰還させるべきではありません。今のままでは、被災者はいつまで経っても生活再建ができません。

## ■真の解決に向けて

■田代岳候補地選定について、市町村長会議で定めた選定ルールが守られていないのは明らかです。これを無視し、しかも地元住民の理解を得ないまま、環境省では強引に詳細調査を行おうとしています。加美町では到底受け入れることはできません。放射性廃棄物の処理は、「排出者の責任で処分する」という原則に則って進めるべきです。



1,000人が集まり処分場建設反対を訴えた緊急住民集会  
(8月17日 バッハホール)

■最終処分場が建設されれば、新たな風評被害、実害等の問題を引き起こしてしまうのは必至です。このことから絶対、田代岳はもとより宮城県内に最終処分場を造るべきではありません。そのためには、法律（特措法）の改正、基本方針（閣議決定）の見直しが必要です。この美しい自然、清らかな水、生業を子々孫々の代へ引き継ぐため、皆さんと共に政府に訴えてまいります。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

この記事に関するお問合せ先 役場危機管理室 ☎63-5264